

内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について

平成 17 年 8 月 23 日

内閣府独立行政法人評価委員会決定

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成 15 年 12 月 19 日閣議決定）」（以下「閣議決定」という。）に基づく、内閣府所管独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率については、以下のとおりとする。

1. 基本的考え方

- (1) 業績勘案率の算定にあたっては、退職役員の在職期間に対応する年度評価を基本とする。
- (2) 業績勘案率の算定については、各独立行政法人の年度評価を実施している各分科会において審議し決定する。

2. 算定の方法

- (1) 退職した役員（(2)を除く。）が在職した各事業年度ごとに別紙により基準値を決定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値（小数点 2 位以下は四捨五入）を基準業績勘案率とする。

ただし、当該役員の退職した日に属する事業年度における年度評価がなされていない場合の当該年度の基準値は、当該年度の当該役員が在職した期間の法人の業務実績の状況、前年度の業務実績との比較などにより決定する。

- (2) 在職期間が 1 年に満たない役員（監事を除く）並びに監事については 1.0 を基準業績勘案率とする。
- (3) (1)及び(2)による基準業績勘案率を基に、業績勘案率を決定する。

ただし、当該役員の法人に対する特段の貢献度等が認められる場合は、それを考慮したものとする。

なお、1.0を超える業績勘案率の決定にあたっては、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針（平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）」に掲げる各観点に留意する。

3. 業績勘案率決定の手続き

- (1) 法人は、役員の退職者がでた場合、内閣府独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し、業績勘案率の決定について文書により依頼を行う。
- (2) 評価委員会は、(1)の依頼を受けたときは、各分科会において法人からの資料提出や説明を受けるなどして審議を行い、業績勘案率（案）を決定する。
- (3) (2)で決定した業績勘案率（案）について、閣議決定に基づき総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。
- (4) 評価委員会は、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見を踏まえ、業績勘案率を決定するとともに、当該法人に通知する。

なお、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、閣議決定に基づき、内閣総理大臣に通知する。

附 則

この決定は、平成16年1月1日以降の在職期間に適用する。

基準値の決定方法（A～Dの5段階評価の場合）

各事業年度の基準値は、各事業年度の実績評価の評価項目ごとに点数化（A + = 5、 A = 4、 B = 3、 C = 2、 D = 1）して合計し、項目数で除して得られた値に応じ下表により決定する。

（職責が明らかな役員については、その職責に係る項目ごとの点数の合計を、その職責に係る項目数で除して得られた値による。）

得られた値	基準値	得られた値	基準値
5. 0	2. 0	3. 2以上3. 5未満	0. 9
4. 9以上5. 0未満	1. 9	2. 9以上3. 2未満	0. 8
4. 8以上4. 9未満	1. 8	2. 6以上2. 9未満	0. 7
4. 7以上4. 8未満	1. 7	2. 3以上2. 6未満	0. 6
4. 6以上4. 7未満	1. 6	2. 0以上2. 3未満	0. 5
4. 5以上4. 6未満	1. 5	1. 8以上2. 0未満	0. 4
4. 4以上4. 5未満	1. 4	1. 6以上1. 8未満	0. 3
4. 3以上4. 4未満	1. 3	1. 4以上1. 6未満	0. 2
4. 2以上4. 3未満	1. 2	1. 2以上1. 4未満	0. 1
4. 1以上4. 2未満	1. 1	1. 2未満	0. 0
3. 5以上4. 1未満	1. 0		

※ 今後、各分科会において5段階評価以外の評価基準が定められた場合には、別途検討する。

独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について

〔平成15年12月19日
閣議決定〕

独立行政法人、特殊法人及び認可法人（日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、士業団体、事業者団体中央会を除く。以下同じ。）の役員の退職金については、以下によるものとする。

1 独立行政法人

- (1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額の12.5／100を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。
- (2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が1.5を超える場合は、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。
- (3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成15年9月16日閣議決定）の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

2 特殊法人及び認可法人

- (1) 役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額の12.5／100を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会（以下「委員会等」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。
- (2) 各法人は、上記(1)による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が1.5を超える場合は、速やかに内閣官房長官に報告する。
- (3) 役員の退職金に関して独立行政法人と同様の制度が採用されている法人については、上記独立行政法人の例によるものとする。
- (4) 各役員の退職金の支給額については、上記1(3)に準じて、公表する。